

ポリオ生ワクチン２次感染対策事業実施細則
新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

新	旧
ポリオ生ワクチン２次感染対策事業実施細則	ポリオ生ワクチン２次感染対策事業実施細則
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　医療手当	第３　医療手当
１　（略）	１　（略）
２　支給額	２　支給額
（１）医療手当の支給額は、１月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。	（１）医療手当の支給額は、１月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。
一　その月において第２の２の一から四までに規定する医療を受けた日数が３日以上の場合	一　その月において第２の２の一から四までに規定する医療を受けた日数が３日以上の場合
<u>３９，９００円</u>	<u>３８，９００円</u>
二　その月において一に規定する医療を受けた日数が３日未満の場合	二　その月において一に規定する医療を受けた日数が３日未満の場合
<u>３７，９００円</u>	<u>３６，９００円</u>
三　その月において第２の２の五に規定する医療を受けた日数が８日以上の場合	三　その月において第２の２の五に規定する医療を受けた日数が８日以上の場合
<u>３９，９００円</u>	<u>３８，９００円</u>
四　その月において三に規定する医療を受けた日数が８日未満の場合	四　その月において三に規定する医療を受けた日数が８日未満の場合
<u>３７，９００円</u>	<u>３６，９００円</u>

(2) 同一の月において第2の2の一から四までに規定する医療と第2の2の五に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、(1)の規定にかかわらず、<u>39,900円</u>とする。 3 (略) 第4 特別手当 ア 障害児の養育に対する特別手当 1 (略) 2 支給額 (1) 障害児養育特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 別表第1に定める1級の障害の状態にある者 <u>952,800円</u> 二 別表第1に定める2級の障害の状態にある者 <u>762,000円</u> (2) 略 3～5 (略) イ 18歳以上の障害者に対する特別手当 1 (略) 2 支給額 (1) 障害者特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 別表第2に定める1級の障害の状態にある者	(2) 同一の月において第2の2の一から四までに規定する医療と第2の2の五に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、(1)の規定にかかわらず、<u>38,900円</u>とする。 3 (略) 第4 特別手当 ア 障害児の養育に対する特別手当 1 (略) 2 支給額 (1) 障害児養育特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 別表第1に定める1級の障害の状態にある者 <u>927,600円</u> 二 別表第1に定める2級の障害の状態にある者 <u>741,600円</u> (2) 略 3～5 (略) イ 18歳以上の障害者に対する特別手当 1 (略) 2 支給額 (1) 障害者特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 別表第2に定める1級の障害の状態にある者
---	---

<u>3, 045, 600円</u> 二 別表第2に定める2級の障害の状態にある者 <u>2, 436, 000円</u> (2) 略 3～5 (略) 第5 死亡一時金 ア (略) イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金 1 (略) 2 支給額 (1) 非生計維持者死亡一時金の額は、<u>7, 992, 000円</u>とする。 (2) (略) 3～4 (略) 第6 葬祭料の支給 1 (略) 2 支給額 葬祭料の額は、<u>219, 000円</u>とする。 3 (略) 第7 (略)	<u>2, 966, 400円</u> 二 別表第2に定める2級の障害の状態にある者 <u>2, 373, 600円</u> (2) 略 3～5 (略) 第5 死亡一時金 ア (略) イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金 1 (略) 2 支給額 (1) 非生計維持者死亡一時金の額は、<u>7, 783, 200円</u>とする。 (2) (略) 3～4 (略) 第6 葬祭料の支給 1 (略) 2 支給額 葬祭料の額は、<u>215, 000円</u>とする。 3 (略) 第7 (略)
---	---

附則（略）	附則（略）
-------	-------